

判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース①

ポータブルトイレの排泄物を自ら処理しようとして、
転倒・骨折した92歳の女性

ケース

介護老人保健施設(定員100名)において、介護サービスの内容として明記されていたポータブルトイレの清掃義務を施設側が怠ったため、当時95歳の要介護度Ⅱの女性が自らこれを清掃しようとして、利用者の立ち入りを予定していないトイレ併設の洗い場に赴いた際に、洗い場入り口の仕切りにつまずいて転倒し、要介護度Ⅲになった。

施設側の主張

施設では、足下のおぼつかないような要介護者に対しては、ポータブルトイレの汚物処理は介護要員に任せ、自ら行わないようにとの指導をしていた。

仮にポータブルトイレの清掃がなされていなかったとしても、自らポータブルトイレの排泄物容器を処理しようとする必要性はなく、ナースコールで介護要員に連絡して処理をしてもらうことができたはずである。

事故発生日に利用者が介護要員にポータブルトイレの清掃を頼んだ事実はない。

洗い場は、入所者・要介護者が出入りすることが予定されていない場所であった。

ワーク

裁判所はどのような判断をしたのでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

- ポイント
- ①ポータブルトイレの清掃をしていなかった
 - ②利用者には自分で処理しないよう伝えていた
 - ③転倒したのは通常は利用者が立ち入らない場所

判 決

施設側の責任を認め、同施設を経営する社会福祉法人に、原告からの1054万7970円の損害賠償請求に対して、約537万円の賠償を命じた。

判決の理由

介護サービスの内容に明記されているポータブルトイレの清掃が行われておらず、仮に利用者がその清掃を依頼したとしても、すぐに対応したかどうかは疑わしい。

排泄物の処理は、特に遠慮しがちになりやすい事項であり、利用者自らが危険を冒して処理にあたったことから、利用者と施設側との間の信頼関係が構築されていないと考えられる。

介護老人施設であれば、その特質上、利用者の移動などに際して、身体上の危険が生じないような建物構造・設備構造が求められる。

ワーク

ポータブルトイレの排泄物処理を職員に頼まず、利用者自らの判断で、利用者の立ち入りが禁じられている処理場に行つての転倒・骨折の責任が施設にあるとされた判例です。

判決の結果をどのように考えますか？

みなさんの日常業務を振り返って改善すべきことが無いか？
グループで話し合ってみましょう。

参考文献

- 1) 最高裁ホームページ (<http://courtdomino2.courts.go.jp>) 判例時報1838号
p116~118 2003年
- 2) 最高裁ホームページ (<http://courtdomino2.courts.go.jp>) 判例時報1838号
p116~118 2003年

教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。